



子どもたちは、元気♪元気♪（由岐保育園）

第20号（平成23年3月定例会）

美波町 議公誌

審議の概要	2
一般質問	3
委員の紹介・発議・意見書	8
東北地方太平洋沖地震被災支援表明	8
報告及び議案の内容	9
病院事業改革特別委員会報告	13
各常任委員会所管の審議	14
平成23年度 一般会計当初予算	16
お知らせ・編集後記	18



(第1回定例会 3月議会)

審議の概要

3月定例会の概要

平成23年第1回定例会を、平成23年3月7日から平成23年3月16日までの10日間の日程で開催いたしました。

影治町長より12月議会以降の町政の動き、懸案事項の進捗状況等について報告があり、今定例会に提案されている報告1件、計画変更議案1件、協定議案1件、指定管理者の指定議案7件、条例議案10件、補正予算議案7件、当初予算議案13件、人事案件2件について提案理由の説明がありました。

一般質問を8氏が町政全般について行いました。



議会中継システムが導入されます。



平成23年9月(予定)にインターネット上で、ご覧頂けます。

一般質問



永本議員

1 役場庁舎前面の コンクリート 構造物の撤去

指摘のコンクリート構造物は庁舎本体と一体的構造となっており、全部を撤去するには本体への影響が大きいため難しいと思う。しかし、ご指摘の通り、見通しが悪く交通安全上問題があるのも事実であるので、出来る範囲内で安全対策を検討する。

質問 庁舎前面のコンクリート構造物が見通しを悪くして、交通事故、特に歩行者の人身事故に繋がる危険性が極めて高い。庁舎全体の強度を保てる方法で撤去すべきではないか。

●影治町長 役場庁舎は平成元年に建設されたもので、ご



美波町役場庁舎前



丸龍議員

1 思いやりのある 町づくり

質問 ①町長は「対話の町政を基本姿勢とし、町自体の一体感の醸成に努め、住民と行政が協働の町づくりをしたい。また、住民の目線にたった政治、思いやりのある政治を行っていく。」と言われている。現在その思いは変わっていないのか。

②提案理由の説明にあった平成23年度の重点施策について、本当に着実に進めていくのか。

●影治町長 ①町民の目線にたった政治、その思いは就任当初から変わっていない。②集中的に取り組む施策については所信の中で述べている。

旧日和佐高校跡地利用については、3月の補正予算と当初予算に、建物の解体費用とヘリポート建設の一部の予算を計上している。幼保一体化施設の建設は、年度の中で関連予算を計上する予定である。子育て支援についてはその支援策を提案したいと考えている。今後、分かりやすい予算書、ホームページ等で情報の発信を行い、残された任期において、誠実に町政に取り組みたい。

2 コミュニティバスの運営

質問

路線バスが乗り入れていない地域の交通弱者救済、各商店街の活性化、町民の交流等の交通手段として、路線外に循環型のバスルートを設定してどうか。それには、交通弱者・利用者の要請に応じて自由に乗り降りができるデマンドバスが有効で、それを導入してはどうか。

●磯野総務企画課長

コミュニティバスについては、小さな町の限られた財政状況の中で、費用対効果だけではなく、福祉の面からも検討していきたい。デマンド型の乗合いタクシーも検討している。しかし、地形が放射状に広がっており、その距離も長く循環型の乗合タクシーを走らせるには、運行経路や運行時刻の設定が難しい。そこで、平成23年度からタクシー運賃助成制度を試行的に実施することを考えており、関係課などによりチームを編成し、助成内容を検討し、交通弱者対策として取り組みたい。施行については、6月議会に予算を計上し、9月頃から実施を考えている。

●影治町長

本庁・支所間、病院や買い物などの循環型デマンドバスについては、今後も美波町地域公共交通の会議の中で検討していきたい。



寺下議員

1 町立病院の方向性

質問

- ① 方向性の決定は、財政状況的にも行政主導で舵をとる必要性を感じるが、そうしていただけるか。
- ② 周辺との医療連携の具体的な現状は。
- ③ 外部の専門家を検討組織に加えることにより、客観的な判断も進むと思うが加えていただけるか。
- ④ 今後の方向性の検討例として、
 - (1) 一病院・一無床診療所
 - (2) 二無床診療所
 - (3) 一病院（交通システムを確立）
 - (4) 一有床診療所（交通システムを確立）
 - (5) 隣市町への移動手段を最大限に確保し、廃止などが、考えられると思うが、町長のお考えはどうか。

今後、民間移譲も含め、早急な検討が必要だと思いがどうか。

⑤ 町民が求める地域医療について、町民の意識調査をするお考えはあるか。

⑥ 財政難の現状から、職員・議員の人件費カット等は考えていないのか。

● 影治町長

① 町としては、先延ばしにする考えは毛頭なく、主体性を持ち、病院事業のあり方検討委員会の提言を受けながら進めたい。

② 県が策定予定である地域医療再生計画に基づく事業により、病院の再編統合や機能分化が早急に検討される可能性がある。町としては、南部圏域・阿南市との定住自立圏における今後の共生ビジョンの中で、特に医師確保について医療連携を図りたい。

③ 平成20年1月に医療体制整備検討委員会の答申を受けているが、その時に専門性の高い学識経験者等を委員としている。今

回は、研修会や先進地視察等、また医療の専門家や経営の専門家を講師に勉強会等も検討しながら進めるため、加えることは考えていない。

④ いずれのパターンにしても、交通弱者の交通システムは欠かせないと考える。公立病院は、民間病院が参入できないところを担っているため、現状で両病院の病床利用率が40床弱、利用者数も勘案し、あり方検討委員会と並行しながら、規模の縮小や保健・医療・福祉の包括ケア体制、移動手段などの確保などを考えていきたい。地域医療の理想は在宅だと理解しており、町の保健師も含め訪問看護・訪問診療等の形が望ましいと考えるが、核家族化が進んでいる現状や医師不足の面からもなかなか難しい。また、過疎計画のソフト事業として、過疎債を使って財

源の確保もしながら、道路の維持補修などは年数を延ばしてでも、医療や

国保を守っていきたい。

⑤ 両地域に医療機関は必要だと考えている。意識調査については、どのような内容で行うか、どのタイミングで行うか、あり方検討委員会に一度諮りたい。町で方向性が決まったら、その理由も付しての説明が必要だと思っている。

⑥ 現在、特別職については人件費カットを行っているが、一般職については行う考えはない。将来、財政が厳しくなると、そのような議論も出てくるとは想像するが、そうならないように頑張りたい。



新開議員

1 町長の重要施策の成果について

質問

① 町長は就任時、4年間の基本姿勢として住民との

対話を柱に揚げて進めているが、その経過と今後地域懇談会を進めていくのか、また重点施策の成果と今後の取り組みについて伺いたい。

② 人口減と高齢者が増えて、若い人が少なくなっている中で、美波町の基幹産業である農林水産業の振興をどのように進めていくのか。

● 影治町長

① 地域懇談会については、全地域を回っていないので、今後とも引続いて行いたい。また、若者の方との懇談会も考えたいと思っている。

これまでの成果としては、町発注工事の最低制限価格の引き上げ、新型インフルエンザ・子宮頸がん予防ワクチン助成、中学生議会の開催、分かりやすい予算書の作成、職員の意識改革のための制度づくり、財政の健全化に取り組んできた。

平成23年度については、

- (1) 医療体制のあり方の検討
- (2) 旧日和佐高校跡地利用

- (3) 幼保一体化施設の建設
- (4) 子育て支援対策
- (5) 交通弱者対策

これら5つの課題を優先して取り組みたい。

② 農林水産業の振興については、根本的な対策についても、ともに知恵を絞りながらやっていくという基本姿勢の下で行い、今後、6次産業化や都市との交流なども大事になつてくると考えている。

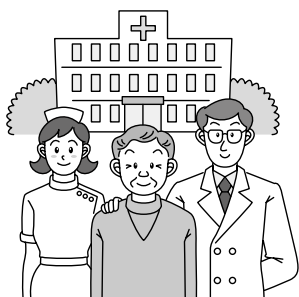
② 病院改革プランの計画期間と病院事業のあり方検討委員会の会議評価について

質問

平成21年3月に出された改革プランは現在、どの程度達成されているのか（經常収支比率・職員給与比率・病床利用率・医療収支比率）またどのように努力しているのか。病院のあり方検討委員会の検討内容も含め、病院の体制について、いつ頃方向性を出すのか。

● 影治町長

平成21年度の改革プランについては両病院とも改革プランに揚げた経営指標に係る数値目標達成に向けて努力はしているものの大変厳しい状態が続いている。両病院の約1年間の入院の状況は、一日平均で日和佐病院18・9人、外來患者では日和佐病院78・8人、由岐病院118人となつている。経営状況については、昨年12月に出した見込みでは、日和佐病院は約1億3,400万円、由岐病院は約2,600万円の損失見込みで大変厳しい状態である。病院事業のあり方検討委員会では検討を進め、できるだけ早く方向性を出し、並行して計画達成に向けて努力していきたい。



① 防災対策

質問

① 美波町における災害時の避難基準マニュアルを策定すべきではないか。
 ② 災害対策として、地形の異なる自治体との連携も必要だと考えるが、どうか。
 ③ 旧日和佐高校跡地は低地であり、津波時の浸水も想定される。今後の計画はどのようなものか。



山本議員

● 武田消防防災課長

① 美波町地域防災計画の中で、一般災害対策編と震災対策編のそれぞれの避難計画を示している。「避難準備情報」は、災害時要援護者等、避難行動に時間を要するものが行動を開始しなければならぬ段階、「避難勧告」は、災害が発生し、又発生のおそれがある場合におい

て、特別に必要があると認められた時、「避難指示」は、特に必要があると認められる時となつている。土砂災害に対する避難勧告等の判断基準では、避難準備情報、勧告、指示区分で、それぞれ求める行動、発令の状況、判断基準を示しているが、状況情報等、総合的に判断することとなつている。

② 徳島県と鳥取県は相互応援協定を締結しており、他にも、四国4県広域応援に関する基本協定、中国四国地方9県での災害時相互応援に関する協定書も締結している。現在のところ、町単独での相互応援を結ぶことは考えていない。

③ 旧日和佐高校跡地については、平成15年度に県が津波浸水予測調査をもとに発表している浸水予測図では、浸水予測区域には想定されていない。現在、対策は考えていない。

② 公有財産・不用備品

質問

① 町有施設、町有地の有効利用は出来ているのか。
 ② 町の不用備品類はどのように処理されているのか、今後不用備品類の公売等は実施しないのか。

● 磯野総務企画課長

① 旧赤松小学校施設については、地元において有効活用の方策の検討を行っている。土地については現在、資産有効活用方策検討プロジェクトを設置しており、未利用資産・低利用資産の売却・賃貸の推進、目的外使用による有効活用、指定管理者制度の一層の活用などがあり、有効活用により、財政負担の軽減と地域活性化に繋がるものと思う。
 ② 不用備品類については、全て購入業者に廃棄処分として契約を結んでいる。有効活用方策プロジェクト内でも不用備品類の売却についても検討をしているところであり、実現に向けて取り組んでいきたい。



江本議員

①農林水産業の振興について

質問

重要な地場産業の農林水産業の従事者が高齢化し、農業では耕作放棄地が増え、林業では山の手入れ等が行われず、水産業でも漁をする人も少なくなっている。このような状況をどのように把握しているのか、活力ある産業形成への取り組みは。

●今津産業振興課長

農業は、農家戸数499戸であり、水稲では、乙姫米の推進を、野菜は菜の花・オクラ・ほうれん草などの栽培面積の拡大に取り組んでいる。従事者の多くが高齢で、山間部を中心に農地の荒廃化が進んでいる。林業では、近年木材価格の低迷、木産材の伸び悩みによ

る採算性の低下や、高齢化により林業の整備が遅れている。漁業では漁獲の変動は大きく不安定になり、ヒラメの稚魚やアワビの稚貝の放流、アオリイカの産卵場の設置に取り組んでいるが、漁場を取巻く状況は一段と厳しくなっている。各産業へは、中山間地域直接支払交付金事業、農地・水環境保全向上対策事業、森林整備地域活動支援事業、森林病害虫防除事業、増養殖場造成事業、種苗放流事業等を行っている。活力ある産業としては、すじ青海苔の陸上養殖、クエの養殖、また国・県の事業等研究して、実施可能な事業に積極的に取り組みたい。

②高校跡地・老人ホームについて

質問

①旧日和佐高校跡地利用について。県との協定、今後の取り組み、進め方について。旧県立日和佐老人ホームについて、これからの施設の利用・運営方法はど

のようにするのか。③旧水産高校跡地利用についてどのように考えているか。

●磯野総務企画課長

①高校跡地利用については、複合多目的な総合的な安全防災基地とするもので、県との協議内容は、小学校の仮校舎として活用、その後解体して防災ヘリポート、保健医療を提供する用地、防災倉庫や災害時の飲料水・食糧等も確保が出来る危機管理用地、幼保一元化施設用地、また平常時は公園風に整備し、ふれあいの場として活用することになっている。履行期間は平成24年3月31日であったが、ウエルかめミュージアムの設置により、平成26年3月までとなっている。今後の取り組みについては、早いうちに住民説明会を行い、地域の方々と関係者の方々の理解をいただきたいと考えている。

②施設については、芸術家

の活動の場所として、また移住交流できる滞在施設の計画のもと、平成21年に無償譲渡を受けている。本年度は町で運営に必要な備品等の購入も含め、問題の検証を行い、それを踏まえ指定管理者を公募し、民間団体などによる施設管理運営を考えている。

●影治町長

③旧水産高校跡地は一部については科学技術高校がマリニキャンパスとして利用しており、グラウンドについては、平成22年3月31日までは町が借りている。また食物実習室は町内の婦人ボランティアグループが引続き23年度1年間利用できることとなっている。今後の利用方法については、県教育委員会・南部総合県民局と協議していく。

③日和佐道路について

質問

開通はいつ頃なのか、開

通時には何かイベントの計画は考えているのか。

●鈴木建設課長

開通については国に機会あるごとに早い完成を訴えてきており、平成23年の早い時期に全線開通を目指している。イベントの計画では中学生議会提議のあった日和佐道路を樺でつなぐ駅伝大会を阿南市との共同開催で計画している。開通式及び当日イベントは国・県・市・町で調整をはかりながら決めていきたい。



元水産高校



北山議員

1 農業・漁業の振興策と後継者問題の解決策

質問

①合併以降、農業漁業振興や後継者対策で実施してきた事業名とその成果について伺いたい。これまでも、具体的にどんな施策を進めているという印象が薄いですが、今後実施しようとする事業名を挙げられたい。

②提案理由の説明で、一次産業・後継者問題が「23年度当面の課題」に入っていないが入れるべきである。「産業振興」は町長の4本柱の一つでもある、勇気を持って問題解決の方向付けをやつても構わない。町長の意見を求める。

●今津産業振興課長

①一次産業の生産の維持と

発展にとって基本的条件となる、将来の担い手育成は重要と考え、「一次産業見習従事者募集事業」を計画している。これは一次産業に広く従事者を募集し、見習、体験を通じて後継者をつくる事業である。詳細はまだ決まっていないが、伊座利で、3名受け入れ育成している良い成功例がある。

●影治町長

②後継者不足は、子どもが家業を継がなくなっている状況であり、子どもをどのように育てていくかというのが問題を解決するうえで視点となる。子どもが継がない場合は、外から求めることになり、いわゆるＩターン・Ｊターン・Ｕターンで最終定住してくれるのが望ましく、町で出来るだけの支援をしていきたい。



2 日和佐地区生活支援ハウス設置の問題

質問

9月議会において「日和佐地区生活支援ハウスの設置について条例で定めるか否か」の質問において、その後の検討の結果を伺いたい。

私は次の根拠から条例で定める必要があると考える。
 (1)生活支援ハウス運営事業実施要綱に「事業の主体は市町村とし、その責任の下にサービスを提供する」と定めてある。

(2)委託契約に「委託者甲は美波町」、「受託者乙は東

紅会」となっている。支援ハウスが町のものだから「委託者」になっている。

(3)「(2)」のことから、管理運営(ソフト面)は明らかに町のものであり、建物(ハード面)については東紅会のもので町が占有しているのが現実である。町が事業の主体であり、管理運営上の権利も持ち、建物も現に継続して占用し、法を始め実施要綱や委託契約で定められた様々な権限を持っている。当然公の施設と考えるがどうか。

●影治町長

答弁は前と同じで、どう説明すればよいか内部で検討し県にも確認した。日和佐地区の生活支援ハウスは公の施設ではない。「公の施設には設管条例が要る」が「公の施設でないので設管条例が要らない」ということで理解願いたい。

また、公の施設であれば、町がその施設に対して何らかの権限を有していることが基本になるが、町は何の

権限も持てないので公の施設ではない。

3 行財政改革推進には行政評価・事業評価を着実に実施すべき

質問

平成18年度から21年度まで4年間の「集中改革プラン」が終わり、中身が殆ど同じ「行財政改革」五カ年計画を立てているが、「集中改革プラン」の評価検証が無いまま同じような計画に引継いでも意味がない。新五カ年計画は年々評価検証をしながら進めるべきではないか。

また、決算付属書類『成果表』の「実施状況とその成果」の欄も成果の説明を記入し、『評価検証・改革前進』の力強い町政の推進をお願いしたい。

●影治町長

各事業の実施結果を評価することは非常に大切である。この町行財政改革は1年おきに事業評価をやつていこうと思つている。



岩瀬議員

①日和佐保育園と日和佐幼稚園の移転の時期について

質問

津波浸水による大きな被害が予想され、施設も老朽化している日和佐保育園と幼稚園については、旧日和佐高校跡地に幼保一体化施設の計画を持っていると聞いている。旧日和佐高校跡地の利用・活用について、校舎などの解体その後

に防災ヘリポートや避難場所などの整備をすることが現実となった今、速やかに幼保一体化施設を整備するべきと思うが具体的な見通しはあるのか。

●影治町長

日和佐幼稚園・日和佐保育園は、浸水想定区域にあり、被害を受



日和佐幼稚園・日和佐保育園

けることが予想されている。こうしたことから、旧日和佐高校跡地を複合多目的な防災基地の用地として活用するという構想の中に、幼保一体化施設を整備することが含まれており、校舎等の解体費を平成22年度3月補正予算に計上しており、日和佐幼稚園・保育園は一体とした建物として、平成23年度重点施策の取り組みのひとつとして施設の建設に向けての基本構想の策定に取り組んでいきたい。平成26年3月をめどに、子ども達の安全安心のための施設の整備に取り組んで行きたい。

新しく次の議員が委員に任命されました

委員の紹介

- ◆議会運営委員会 影山委員
- ◆議会改革・広報特別委員 永本委員

＝ 発議第1号 ＝

- ◆美波町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
(議員の報酬を平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間、引き下げのための条例の一部改正)

＝ 意見書 ＝

- ◆尖閣諸島をはじめ我が国の領土領海を守るための意見書 可決

東北地方太平洋沖地震被災支援表明

平成23年3月11日、東北地方太平洋沖で発生した三陸沖を震源とする国内観測史上最大のマグニチュード9.0の地震と津波により、多くの死傷者、行方不明者が出るなど未曾有の大災害となり、未だに被害の全容も明らかになっていない状況であります。

本日3月16日現在におきましても、亡くなられた方と行方の分からない方を合わせて1万1千人を超えており、避難をされている方は44万人に上っていると報じられております。

犠牲となられた方々にまずもお悔やみ申し上げますとともに、被災されました方々に心からお見舞い申し上げます。

太平洋に細長く面する美波町におきましても、今後30年間に60%の確立で起こるといわれている東南海・南海地震により、大きな被害が予想されており、今回の東北地方太平洋沖地震は他人事ではありません。

美波町にできることは小さなことかも知れませんが、被災されました方々への支援について、できうる限りのことを行いたいとの思いから、美波町及び美波町議会は、東北地方太平洋沖地震と津波による被災支援について決意を表明するものであります。

平成23年3月16日

美波町 美波町議会

報告及び議案の内容

【報告】 1件

◆報告第1号 株式会社道の駅日和佐の事業報告について

(地方自治法第243条の3の規定に基づく経営状況の報告)

株式会社道の駅日和佐について、町が資本金の55.25%（現株式総数400株20,000千円、うち町の出資額は221株11,050千円）を出資している。地方自治法第243条の3の規定に基づき、その経営状況を報告するもの。

【計画変更議案】 1件

◆議案第3号 過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて

(過疎地域自立促進計画を変更するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議決を求めるもの)

美波町過疎自立促進計画のうち、過疎地域自立促進特別事業に病院会計運営補助金を追加するもの。

この特別事業については、新たな過疎法としてソフト事業へも拡充されたもので、病院事業への繰出金を過疎債として借入れを行うこととするものである。借入れに伴い返済額の7割が交付税措置されて、借入れの限度額は8,100万円としている。

【協定議案】 1件

◆議案第4号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について

(阿南市との定住自立圏の形成に関する協定を締結するため、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の規定により議決を求めるもの)

阿南市との定住自立圏の形成に関する協定についてその案を作成したことから、その協定締結に向け、昨年6月に条例制定した地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例に基づき議会の議決を求めるもの。

定住自立圏形成協定については、大きくは医療、福祉、教育、産業振興、災害支援、公共交通、交通インフラ、地産地消、移住交流、観光、安全安心、公共施設の相互利用、人材育成など多岐に渡りますが、内容については基本的な事項に留め、具体的な取組については、協定締結後に民間の方々も含めた圏域共生ビジョン懇談会の中で、専門的なご意見も頂きながら、取り決めていくこととなります。

【指定管理者の指定議案】 7件

◆議案第5号 美波町魚介類蓄養施設の指定管理者の指定について（漁港内）

(美波町魚介類蓄養施設を志和岐漁業協同組合に指定管理（継続）するため、地方自治法244条の2第6項の規定により議決を求めるもの)

◆議案第6号 美波町水産物処理加工施設の指定管理者の指定について（漁民センター）

(美波町水産物処理加工施設を恵比須浜生産部会に指定管理（継続）するため、地方自治法244条の2第6項の規定により議決を求めるもの)

◆議案第7号 美波町アワビ中間育成施設の指定管理者の指定について（漁協前）

(美波町アワビ中間育成施設を日和佐町漁業協同組合に指定管理（継続）するため、地方自治法244条の2第6項の規定により議決を求めるもの)

◆議案第8号 美波町交流拠点施設の指定管理者の指定について（小学校横）

(美波町交流拠点施設を伊座利の未来を考える推進協議会に指定管理（継続）するため、地方自治法244条の2第6項の規定により議決を求めるもの)

◆議案第9号 小イザリ地域振興センターの指定管理者の指定について（明神荘跡）

(小イザリ地域振興センターを伊座利の未来を考える推進協議会に指定管理（継続）するため、地方自治法244条の2第6項の規定により議決を求めるもの)

◆**議案第 10 号 美波町地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について（イザリ Cafe）**
 （美波町地域資源活用総合交流促進施設を伊座利の未来を考える推進協議会に指定管理（継続）するため、地方自治法 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求めるもの）

◆**議案第 11 号 美波町青少年旅行村キャンプ場の指定管理者の指定について**
 （美波町青少年旅行村キャンプ場を伊座利の未来を考える推進協議会に指定管理（継続）するため、地方自治法 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求めるもの）

【条例議案】 10 件

◆**議案第 12 号 美波町個人情報保護条例の制定について（条例第 1 号）**
 （個人情報の取扱いに関する基本的事項並びに保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を定めるための条例の制定）

◆**議案第 13 号 美波町特別職の職員等の報酬、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 2 号）**
 （監査委員で識見を有する者の報酬を年額 30 万円に改める条例改正）

◆**議案第 14 号 美波町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 3 号）**
 （町長、副町長の給料を平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間、引き下げるための条例の一部改正）

◆**議案第 15 号 美波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 4 号）**
 （教育長の給料を平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間、引き下げるための条例の一部改正）
 特別職である町長・副町長・教育長の給与を、平成 19 年度から平成 22 年度の 4 年間に引き続き、平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日までの 1 年間引き下げるため、一部改正条例の附則を一部改正するもの。引き下げ率は、平成 22 年度と同率で、町長 10%、副町長 7%、教育長 4%。

◆**議案第 16 号 美波町過疎地域自立促進特別措置法に基づく町税の課税免除に関する条例の制定について（条例第 5 号）**
 （過疎地域自立促進特別措置法第 31 条の規定の適用を受ける設備の新設や生産設備の増設があった場合の固定資産税を課税免除するための条例の制定）

◆**議案第 17 号 美波町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 20 条に規定される固定資産税の課税免除に関する条例の制定について（条例第 6 号）**
 （企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 20 条の規定により、企業立地計画に従って特定事業のために設置された施設の土地について固定資産税を課税免除するための条例の制定）

◆**議案第 18 号 美波町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について（条例第 7 号）**
 （地域活性化交付金（平成 22 年 10 月 8 日閣議決定）の創設に伴い、2 ヶ年に渡り事業を実施するため、その総額を基金に積み立てるための条例の制定）

住民生活に光をそそぐ交付金については円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策として、昨年 10 月に閣議決定された交付金の一つであり、その対象となる事業は、地方消費者行政、DV 対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援、知の地域づくりに限定されている。

取り組む事業としては、DV 対策・児童虐待防止・自殺予防・いじめ・不登校・ひきこもり対策事業を計画しており、主に相談員の賃金、講師謝礼などに充てる。

基金の積立額は、交付金の上限である 19,012 千円を予定しており、平成 23 年から 2 ヶ年の事業費に充てることとしている。

◆議案第 19 号 美波町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について (条例第 8 号)

(健康保険法等の一部を改正する法律の規定により、老人保健事業特別会計の設置期間を満了したことに伴う、美波町老人保健事業特別会計を廃止するための条例の制定)

◆議案第 20 号 美波町地域包括支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について (条例第 9 号)

(地域包括支援センターの業務を役場本庁舎で行うことに伴う位置の変更のための条例改正)

昨年 10 月に、役場の課の再編を行い住民生活課・保健福祉課・税務課として業務を行っている。この再編時において、保健師については保健福祉課との連携を図るため、本庁舎を拠点として業務を行い、このたび地域包括支援センターについても、高齢者福祉等の事業の連携を図る必要があるため、役場本庁舎で業務が行えるように、この 4 月から実施するもの。

◆議案第 21 号 美波町文化交流施設の設置及び管理運営に関する条例の制定について (条例第 10 号)

(徳島県から譲渡を受けた旧老人ホーム施設の設置及び管理運営について定めるための条例の制定)

旧老人ホームについては、芸術家の活動の場所として滞在が可能な施設、又移住交流の滞在施設も併用するとして平成 21 年に徳島県から譲渡を受けている施設。その設置及び管理運営に関する条例が必要なことから、今回条例の制定を行うもの。

【補正予算議案】 7 件

◆議案第 22 号 平成 22 年度 美波町一般会計補正予算 (第 6 号)

(歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 688,137 千円を追加し、歳入歳出の総額を 5,952,351 千円とした補正予算)

補正額の主なものは平成 22 年 10 月 8 日に閣議決定された緊急総合経済対策交付金である「きめ細かな交付金」で 106,883 千円と「住民生活に光をそそぐ交付金」で 19,012 千円で、交付総額は 125,895 千円。なお、きめ細かな交付金は旧日和佐高校校舎の解体工事費に充て、住民生活に光をそそぐ交付金については基金に積み立て、DV対策、児童虐待防止、自殺予防等の事業に充てる。

また、病院会計運営費負担金で 65,600 千円を追加。(特別交付税分)

それと、財政調整基金積立金として 403,972 千円を追加。これは前年度からの繰越額が多かったことにより、今回積立てることとしている。

繰越明許費は、経済対策交付金関係事業を含む 4 事業を予定。

【財政調整基金】 600,807,497 円 平成 22 年 12 月末現在残高

【これまでの交付金】 ※日付は閣議決定日

H20. 8.29	16,088,000円	地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金
H20.10.30	245,422,000円	地域活性化・生活対策臨時交付金
H21. 4.10	338,486,000円	地域活性化・経済危機対策臨時交付金
H21. 4.10	258,772,000円	地域活性化・公共投資臨時交付金
H21.12. 8	177,003,000円	地域活性化・きめ細やかな臨時交付金
合 計	1,035,771,000円	

◆議案第 23 号 平成 22 年度 美波町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)

(歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 3,753 千円を追加し、歳入歳出の総額を 1,389,804 千円とした補正予算)

◆議案第 24 号 平成 22 年度 美波町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

(歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 340 千円を追加し、歳入歳出の総額を 302,566 千円とした補正予算)

◆議案第 25 号 平成 22 年度 美波町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

(歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 6 千円を追加し、歳入歳出の総額を 1,277,100 千円とした補正予算)

◆議案第 26 号 平成 22 年度 美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算 (第 1 号)

(歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 4,094 千円を追加し、歳入歳出の総額を 41,042 千円とした補正予算)

◆議案第 27 号 平成 22 年度 美波町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

(歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ 18,586 千円を減額し、歳入歳出の総額を 129,362 千円とした補正予算)

◆議案第 28 号 平成 22 年度 美波町病院事業会計補正予算（第 3 号）

（収益的収入は収入項目を組み替えし、収益的支出から 21,004 千円を減額し、収益的支出の合計を 985,465 千円とした補正予算）

【当初予算議案】 13 件**◆議案第 29 号 平成 23 年度 美波町一般会計予算**

（歳入歳出の総額をそれぞれ 4,661,000 千円とした予算）

一般会計の予算規模については、対前年度比 5.3%、234,000 千円の増。

◆議案第 30 号 平成 23 年度 美波町国民健康保険事業特別会計予算

対前年度比 0.7%の増、10,452 千円の増。

◆議案第 31 号 平成 23 年度 美波町住宅改良資金貸付特別会計予算

対前年度比 20.6%の減、380 千円の減。

◆議案第 32 号 平成 23 年度 美波町育英奨学金貸付事業特別会計予算**◆議案第 33 号 平成 23 年度 美波町赤河内財産区特別会計予算**

対前年度比 0.1%の減、15 千円の減。

◆議案第 34 号 平成 23 年度 美波町簡易水道事業特別会計予算

対前年度比 14.9%の増、10,349 千円の増。

増加要因は主に配水管取替工事の増。

◆議案第 35 号 平成 23 年度 美波町漁業集落排水事業特別会計予算

対前年度比 48.9%の増、8,510 千円の増。

主に志和岐地区の漁業集落排水施設の供用開始に伴う、加入補助金、処理施設の維持管理費用の増。

◆議案第 36 号 平成 23 年度 美波町公共下水道事業特別会計予算

対前年度比 54.9%の減、164,857 千円の減。

◆議案第 37 号 平成 23 年度 美波町介護保険事業特別会計予算

対前年度比 0.1%の増、289 千円の増。

◆議案第 38 号 平成 23 年度 美波町国民健康保険阿部診療所特別会計予算

対前年度比 10.7%の減、3,959 千円の減。

◆議案第 39 号 平成 23 年度 美波町後期高齢者医療特別会計予算

対前年度比 20.0%の減、28,979 千円の減。

減少要因は主に後期高齢者医療広域連合納付金の減。

◆議案第 40 号 平成 23 年度 美波町水道事業会計予算

（収益的収入を 88,663 千円、収益的支出を 83,736 千円並びに資本的収入を 5,320 千円、資本的支出を 43,065 千円とした予算）

収益的支出で対前年度比 1.5%の増、1,237 千円の増。

資本的支出で対前年度比 13.0%の減、6,479 千円の減。

主に送配水管の移設に伴う工事費の減。

◆議案第 41 号 平成 23 年度 美波町病院事業会計予算

（収益的収入を 1,015,497 千円、収益的支出を 998,642 千円

並びに資本的収入を 1,326 千円、資本的支出を 1,993 千円とした予算）

収益的支出で対前年度比 0.4%の増、4,027 千円の増。

資本的支出で対前年度比 20.5%の減、517 千円の減。

【人事案件】 2件

◆議案第 42 号 美波町赤河内財産区管理委員会委員の選任について

(任期満了に伴う委員の選任)

【選任委員】

赤松地区 栗作幸晴、中川雅光
 北河内地区 宮川正敏
 西河内地区 張西五六、永本善次郎
 山河内地区 春田裕計、原田裕文

◆議案第 43 号 美波町監査委員の選任について

(町議会議員のうちから選任された監査委員の辞職に伴い、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を得て監査委員を選任するもの)

【選任監査委員】

坂口 進

病院事業改革特別委員会報告

3月11日午後2時から、病院事業改革特別委員会を開催し、①「病院事業の在り方検討委員会」の経過と報告 ②「地域医療再生計画」の説明 ③病院事業の経営状況の報告を議題としました。

- ・「病院事業の在り方検討委員会」においては、由岐・日和佐両地区に医療体制が必要であるという考えを基本に、必要な医療が提供できる体制についてどのような形が望ましいのか、検討をしていただいていること。
- ・新たな地域医療再生計画の概要については、県が策定する「地域医療再生計画」に基づく事業を、国が支援するというもので、5月16日頃、県が策定し国に提出する予定であること。
- ・病院事業の経営状況については、平成22年度の病院事業予定損益計算書をもとに説明がなされ、非常に厳しい状況との、報告・説明がなされました。

主な質疑内容

質問や意見	答 弁
<p>【質問】</p> <p>①いつまでに、方向性を出すのか。</p> <p>②もっと、住民に病院の現況を知らせるべきではないか。</p> <p>③医師確保はどのように取り組むのか。</p> <p>【意見】</p> <p>旧日和佐高校跡地も津波の時には、安全とは言えない。 アンケート等、住民の意識調査を考えてはどうか。</p>	<p>①在り方検討委員会の答申の時期は決めていないが、公立病院の経営の在り方と住民の求めるニーズ、2つの視点をもって総合的に判断し、平成23年度中に方向性を出したいと考えている。</p> <p>②医師不足の中で外部からの応援も得ながら努力はしているが、大変厳しい経営状況である。できるだけ正確な情報をお伝えしたいと考えている。</p> <p>③阿南市と結ぶ予定の定住自立圏構想の中で、医療の連携強化を目指す。県との医療連携は、医師の派遣等を協議、お願いしていきたい。</p>

以上、さまざまな質疑がなされ、今後も引き続き重要課題として取り組むこととし、委員会を閉じました。

総務産業建設常任委員会

阿南市と定住自立圏構想協定が締結

今回、委員会報告は省略し採決に至った内容について報告します。

【本会議での質疑】

質 問	答 弁
①定住自立圏に関する美波町の課題と課題解決の方向性の資料は美波町が作ったものか。 ②資料では、阿南市の都市機能の維持再生が町存立の条件のようにになっている。まず、町で努力し広域化に進むべきではないか。	①方向性についての資料は町が作成したものである。 ②町としては、同時並行で定住自立圏を目指したい。来年度共生ビジョンが作成されるが、阿南市との協議がこれ以上進まないと判断した場合は契約を破棄することもできる。

【常任委員会での質疑】

質 問	答 弁
①協定書第一条の条文に不備があるように思う。 ②那賀町では、「バイオスタウン構想」があるが、美波町では、何かビジョンはあるのか。 ③協定を結ぶことにより、補助の対象は協定書の内容のみになるのか。 ④道路の課題等から、海部郡の残り2町との協力関係に問題はないのか。 ⑤協定書第四条に「費用の負担」の明記があるが、美波町もその負担を負うのか。 ⑥圏域市町村の職員の交流は行うのか。 ⑦共生ビジョン懇談会のメンバーはどうなっているのか。 ⑧美波町の住民は、買物・医療・教育など既に阿南圏域内で生活している状況。将来、阿南市との合併は考えられないのか。	①条文に「甲と、」追記の訂正をする。 ②協定書の内容は、基本項目だけとしており、内容については、今後共生ビジョン懇談会の中で十分検討する。 ③共生ビジョン懇談会で話し合い決定した事業につき、1,000万円上限に特別交付税措置される。 ④障害にならないと考えている。 ⑤阿南市と美波町で圏域の共有施設が必要になることは、全然想定していないが、住民のためになる場合は、相応の負担も負う。しかし、協定の内容はソフト事業が主なものだと考えている。 ⑥職員の資質向上を前提に、そのつど話し合いを進める。 ⑦メンバー構成については白紙である。 ⑧今のところは全く考えていない。

【本会議での討論】

- 〈反対〉この協定書には、もっと議論の必要性を感じる。また合併促進につながると考える。
- 〈賛成〉委員長として、委員会で可決されたことである。
- 〈反対〉協定書の内容の中身が見えていない。もう少し、検討を要すると考える。
- 〈賛成〉共生ビジョン懇談会において、内容については十分検討されると考える。
- 〈賛成〉特に、医療において阿南市との連携は必要だと考える。

【採 決】

- (賛成) 北山・江本・影山・永本・丸龍・向山・坂口・舛田・山本・岩瀬
- (反対) 寺下・新開

賛成多数により、可決いたしました。

文教厚生常任委員会

平成 23 年 3 月 15 日、文教厚生常任委員会に付託されました議案について審議を行いました。

◆議案第 22 号 平成 22 年度 美波町一般会計補正予算 (第 6 号)

質 問	答 弁
○学校施設の修繕等について、十分な現状把握をしているのか。	○随時調査をし、対応していく。

◆議案第 29 号 平成 23 年度 美波町一般会計予算

質 問	答 弁
○保育園費において正規と臨時の職員割合は。また、適正な行政運営が必要ではないか。	○人件費の削減が集中改革プランにうたわれており、機構改革や退職不補充で採用をしていない。現在、職員数を確保しなければならない場合、臨時で対応しているが、正規職員と臨時が逆転していることも生じている。正規職員の採用を考えている。
○学校給食について、食育のためにも地産地消を推進してはどうか。	○4月からJAと契約をして、徐々に導入を図ることを検討している。

◆議案第 30 号 平成 23 年度美波町国民健康保険事業特別会計予算

質 問	答 弁
○本町は安定化計画指定市町村に該当しているが、「美波町安定化計画推進対策協議会」は設置されているのか。	○安定化計画の協議会は設置せず、各担当課部署において協議し、内部で連携を図りながら取り組んでいる。国保運営協議会は、2月28日に開催し、平成22年度の国保会計の執行状況ならびに平成23年度国保会計の予算案の説明を行った。 国保の現況としては、平成20年度の後期高齢者医療制度の創設による被保険者の減少、自営業者等の所得の減少による国保税の減収、医療給付費の増加等から基金が底をついたため、平成22年度に税率改正と一般会計から5,000万円の補てんを行った。平成23年度についても、非常に厳しい状況であるが、税率改正を行わず、一般会計から8,000万円の繰り入れを計上している。
○国保運営協議会が開かれる前に予算書を手元にもらったが、運営協議会は形骸化しているのか。	○予算書については、町の側で予算案を作成し、それを協議会に諮り、修正があれば修正することになっている。運営協議会の中で審議し、承認いただいたものを提案している。
○実際、運営協議会では、委員からの意見はどのようなものだったのか。	○運営協議会では、委員から医療給付費増加の内容や医療費抑制のための取り組み等について質疑や意見がでた。 今後引き続き、特定健診の受診率を上げる、保健指導などで三大疾病にかからないようにするなど、医療費の抑制に努めたい。町民にも周知する努力をしたい。

◆議案第 41 号 平成 23 年度 美波町病院事業会計予算

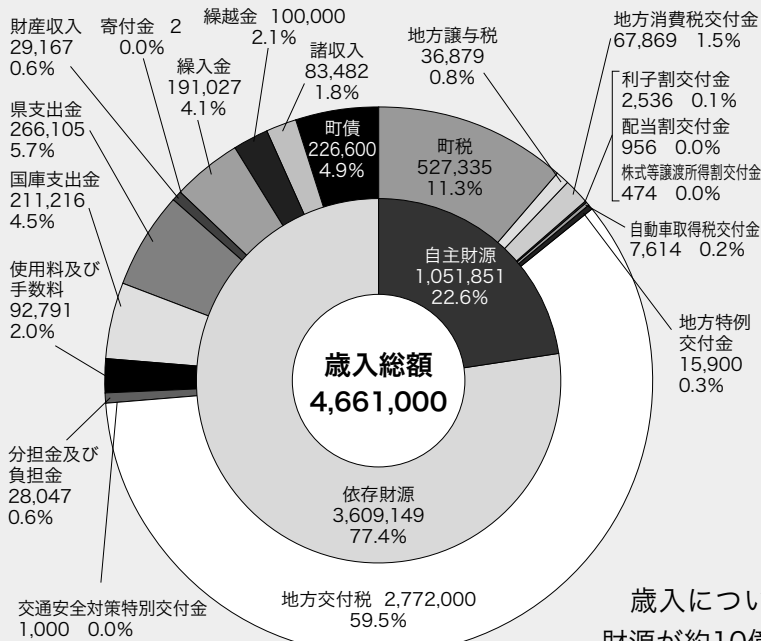
質 問 (要望)
○津波被害が起こらない場所の選定を要望する。

審議の結果、原案のとおり、すべて可決いたしました。

平成23年度一般会計当初予算

総額46億6,100万円

平成23年度一般会計予算は、前年度より2億3,400万円、5・3%の増となりました。



歳入については、町税等の自主財源が約10億5,000万円で22.6%。地方交付税等の依存財源が約36億1,000万円で77.4%となっています。

平成23年度の事業

■ 住民生活に光をそそぐ交付金事業
 ○ 事業費1,100万円
 現在実施しているものをさらに充実させる。

◇ 児童虐待防止対策
 入学前の子ども相談、学校・保護者等の支援等

◇ 自殺予防対策
 こころの問題について個々の相談支援、講演会の実施

◇ DV対策
 DV相談窓口の整備、スクールカウンセラー等専門職による相談支援

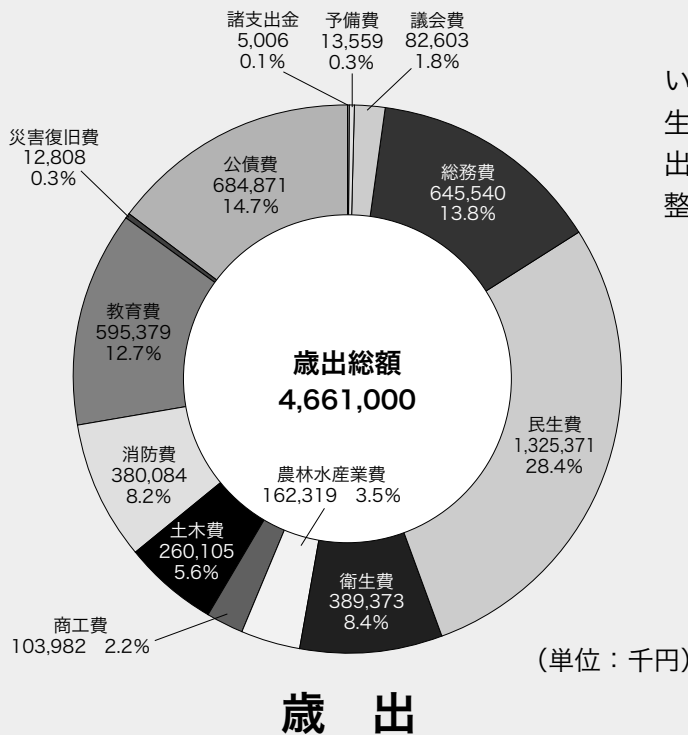
■ 総合的な安全・防災基盤整備事業
 ○ 事業費1億5,000万円
 旧日和佐高校跡地に防災拠点施設を整備し、防災ヘリポートなどを設置するためのもの。

■ 地域おこし協力隊事業
 ○ 事業費850万円
 昨年同様、3名を予定。予算成立後、募集を行う。

■ すじ青海苔共同開発事業
 ○ 事業費357万円
 WDBと共同で行っている開発事業における、すじ青海苔の販路の開拓やギフト化などの検討のためのもの。

■ 福祉計画策定事業
 ○ 事業費288万円
 高齢者福祉計画・美波町第5期介護保険事業計画策定について、平成24年度から26年度を目標年度とする3カ年計画となり、地域の課題・高齢化の進展状況に応じ、計画策定をする。

■ 緊急雇用創出事業
 ○ 事業費4,065万円
 非正規労働者・中高齢者等の失業者に対して、短期雇用・就業機会を創出・提供する等の事業。



歳出については、人件費は毎年減少していますが、増加要因としては新たな、住民生活に光をそそぐ交付金事業、緊急雇用創出事業、戸籍システム改修事業、防災基盤整備事業などがあります。

- 議会中継システム保守点検委託料
○事業費44万円
- 議会中継配信システムに伴うカメラやサーバーなどの機器類の保守点検のためのもの。
- 戸籍システム改修業務委託料
○事業費3,570万円
- 住民基本台帳法の一部改正により、外国人住民を適用対象に加える

- る規定が加わったため、システム改修が必要となったもの。
- 自主防災組織育成事業補助金
○事業費130万円
- 宝くじの助成事業で、木岐奥自主防災会の防災用備品の整備のためのもの。
- 合併浄化槽設置補助金
○事業費1,024万円
- 新設及び転換を合わせて34基分。新設については、平成23年度から県費補助が0になっている。
- 図書室エアコン取り付け工事
○事業費471万円
- 各小中学校の図書室にエアコン設備を導入する。勉強や読書等の向上、本の劣化防止にもつながる。
- 海洋センタープール改修工事
○事業費2,300万円
- プール水槽の修繕・自動塩素滅菌装置の取り換え・採暖室の新設・照明器具の取り換えを行う。

特別会計	当初予算額	前年度当初予算
国民健康保険事業	13億3,972万円	13億2,927万円
住宅改良資金貸付	146万円	184万円
育英奨学金貸付事業	1,860万円	1,860万円
赤河内財産区	953万円	955万円
簡易水道事業	7,966万円	6,932万円
漁業集落排水事業	2,590万円	1,739万円
公共下水道事業	1億3,516万円	3億2万円
介護保険事業	12億3,131万円	12億3,102万円
阿部診療所	3,298万円	3,694万円
後期高齢者医療	1億1,591万円	1億4,489万円

◆特別会計
平成23年度特別会計予算は、前年度より1億6,861万円、5.6%の減となりました。

わかめの天日干し



お知らせ

◆議会だより報告会

今回は、下記の日程で、議会だより第19・20号をもとに話し合いの場を開催します。

- 5月20日(金) 由岐公民館（2階和室） 午後7時～9時
- 5月21日(土) 日和佐公民館（1階会議室） 午後7時～9時
- 5月27日(金) 阿部公民館 午後6時～8時

当委員会では、各地域にお伺いし、議会だよりの報告をさせていただきながら、いろいろなご意見・ご提言を賜りたいと考えています。

どなたでもご参加いただけます。皆様、お誘いあわせお越しください!!

編集後記

3月11日の東北地方太平洋沖地震により、たくさんの尊い命が犠牲となりました。お亡くなりになられた方々に心から哀悼の意を申し上げますとともに、被災されました方々に心からお見舞い申し上げます。

被災地の復興は国も地方も全力で支援することが重要であります。私たちの美波町も「明日は我が身」。

一人ひとりが、今、自分にできること、自分がしなければならないことについてじっくり考えてみる。

このことが、明日の命を守ることにつながるのではないのでしょうか。

● 議会改革・広報特別委員会 ● (お問い合わせ・ご意見は TEL: 77-3630へ)

委員長：寺下 博子 副委員長：向山 篤宏 委員：北山 朝彦・舛田 邦人・永本善次郎